

(高島市)住宅のリフォームや市内産木材の活用・新築住宅の取得などに、助成制度をご利用ください

制度の目的	事業の名称	補助要件	補助率	限度額	担当部署	連絡先 (TEL)
住宅のバリアフリー化 高齢者や障がいをお持ちの方が、在宅で生活されるために実施される住宅改修費などを支援します。 ※①と②の併用、③と④の併用は可	①介護保険住宅改修	要支援・要介護認定者で住宅改修の必要のある方	9/10、 8/10 または 7/10	18万円、 16万円 または 14万円	健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課	0740- 25-8029
	②高齢者住宅小規模改修事業	・市内の満65歳以上 ・寝たきり度判定基準A～Cランク ・他の助成を受けていない、など	7/12	29万1千円		
	③障がい者日常生活用具給付等事業	・下肢障がい(1～3級) ・体幹機能障がい(1～3級) ・移動機能障がい(1～3級) ・上肢障がい(1・2級)※ ・下肢または体幹機能に障害のある難病患者等 ※特殊便器への取替えの場合は、上肢障がいの方のみ対象	90%	20万円	健康福祉部 障がい福祉課	0740- 25-8516
	④在宅重度心身障がい児(者)住宅改修事業	・肢体不自由(1・2級) ・視覚障がい(1・2級) ・療育手帳所持者(A1・A2)	7/12	40万8千円		
木造住宅の耐震補強 安心して安全な生活を送るために実施される住宅の耐震補強工事を支援します。	木造住宅耐震診断員派遣事業	昭和56年5月31日以前に着工され、完成された木造住宅で、現在居住している住宅について耐震診断員を無料で派遣します。				
	木造住宅耐震改修概算費用作成事業	上記耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された家には、その家の耐震化に係る概算費用の算出(補強案作成)を無料でを行います。				
	木造住宅耐震改修等事業(耐震改修)	上記耐震診断を受診し、耐震診断の結果上部構造評点が「0.7未満」と診断された住宅を、「0.7以上」に補強する耐震改修工事	80%	100万円 多雪地域:120万円 ※別途割増補助あり。	都市整備部 都市政策課	0740- 25-8571
	木造住宅耐震改修等事業(建替えに伴う除却)	上記耐震診断を受診し、耐震診断の結果上部構造評点が「0.7未満」と診断された住宅を、建替えに伴い行う除却工事	23%	83.8万円 多雪地域:100.4万円		
個人木造住宅への耐震シェルター等の普及事業	上記耐震診断を受診し、耐震診断の結果上部構造評点が「0.7未満」と診断された住宅内に耐震シェルターや防災ベッドを設置	定額	20万円			
ブロック塀撤去	ブロック塀撤去事業	高さが60cm以上のもので、地震などで倒壊する危険のあるブロック塀等の撤去工事	撤去費用の3分の2	10万円		
市内産材の活用推進 市内産木材の使用を支援します。	市内産材活用促進事業	市内の建築事業者が、市内産のスギ、ヒノキ、アテ等を原木とし、市内で製材された製材品を1㎡以上使用して行う、住宅等の新築、増築および改装工事	<①森林認証材のみを使用した住宅類・倉庫類> 2万5千円/㎡ <②①以外の住宅類> 2万円/㎡ <③①以外の倉庫類> 1万5千円/㎡	75万円 60万円 45万円	農林水産部 森林水産課	0740- 25-8512
環境に優しい住宅改修 自然エネルギーの活用や地球温暖化防止を図る住宅改修を支援します。	未来へ誇れる環境づくり事業	太陽熱温水器本体の購入費用で、同一世帯につき1回を限度	1/10	5万円	環境部 環境政策課	0740- 25-8123
	住宅用太陽光発電システム設置事業	最大出力合計値10KW未満で、居住する住宅等に設置	1KW当たり 3万円	10万円		
若者定住の促進 若者定住を促進するために住宅のリフォーム工事を支援します。	定住住宅リフォーム補助事業	UIターン者や実家定住者等が行うリフォーム工事	1/8～1/4	25～50万円 ※アイカ10割 5年分割	市民生活部 市民協働課	0740- 25-8526
	空き家リフォーム補助事業	空き家を貸し出そうとする空き家所有者が行うリフォーム工事	1/4	50万円 ※アイカ10割 5年分割		
結婚生活の支援 新たに結婚をされ高島市で新生活を始められる方を対象に費用の一部を助成します。	結婚新生活支援事業	婚姻に伴う住宅の取得・リフォーム工事	定額	①29歳以下世帯 60万円 ②39歳以下世帯 30万円	子ども未来部 子育て支援課	0740- 25-8136

(R4. 4月現在)

※ 各制度については、補助対象となる資格要件、併用可能な事業等がありますので、詳細については事前に各担当部署へお問い合わせください。